

松本市屋外広告物違反処理要領

平成7年7月17日

告示第262号

改正 平成21年2月1日告示第49号

(趣旨)

第1条 この要領は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)並びに松本市屋外広告物条例(平成20年条例第62号。以下「条例」という。)及び同条例施行規則(平成 年規則第 号)の規定に基づき、違反広告物等に対する除却その他必要な措置(以下「是正措置」という。)に係る手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(違反広告物等)

第2条 この要領において、違反広告物等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 条例第3条から第5条までの規定に違反して表示され、又は設置された広告物等
- (2) 条例第6条第1項の規定による許可を受けないで、許可地域等において表示され、又は設置された広告物等
- (3) 条例第7条第3項の規定による許可を受けないで、屋外広告物特別規制地区において表示され、又は設置された広告物等
- (4) 条例第8条第3項各号の規定による許可を受けないで表示され、又は設置された広告物等
- (5) 条例第11条第1項(条例第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付せられた条件に違反して表示され、又は設置された広告物等
- (6) 条例第12条第1項又は第2項の規定による許可を受けないで変更され、改造され、若しくは移転され、又は表示され、設置された広告物等

(巡回等)

第3条 市長は、条例第5条に規定する禁止地域等、条例第6条第1項に規定する許可地域等及び条例第7条第1項に規定する屋外広告物特別規制地区(以下「屋外広告物特別規制地区等」という。)においては、定期的な巡回を行い、違反広告物等の発見に努めるものとする。

2 市長は、違反広告物等が建築基準法(昭和25年法律第201号)、道路法(昭和27年法律第180号)等の規定にも違反すると認められる場合においては、速やかに関係機関に通報し、当該関係機関と連携して当該違反広告物等の是正措置をとるものとする。

(自主除却の通告等)

第4条 市長は、違反広告物等(はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等(法第7条第4項に規定するものをいう。以下同じ。))に限る。次条から第7条までにおいて同じ。)を発見した場合においては、違反広告物等(はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等)処理簿(様式第1号。以下「処理簿」という。)を作成するとともに、直ちに当該違反広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理

する者（以下「表示者等」という。）に対し、自主的な除却（以下「自主除却」という。）について、口頭、文書（様式第2号）の送付又は当該違反広告物等への通告書（様式第3号）の添付による通告（以下「通告」という。）を行うものとする。ただし、はり紙並びに汚染、損傷等が著しいはり札等、広告旗又は立看板等であって、かつ、第6条の規定により保管する必要がないと認められるものについては、処理簿の作成及び通告を省略することができる。

2 市長は、前項に規定する通告により、直ちに自主除却を行わせるものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、処理期限を定めて行わせることができる。

（簡易除却の実施）

第5条 法第7条第4項の規定による除却（以下「簡易除却」という。）は、次の各号に掲げる違反広告物等について、当該各号に定める場合について行うものとする。

（1） はり紙 違反広告物等であることが明らかな場合

（2） はり札等、広告旗及び立看板等 違反広告物等であって表示し、又は設置されてから相当の期間を経過し、かつ、管理されずに放置されているものであることが明らかな場合

（保管等）

第6条 市長は、簡易除却した違反広告物等のうち、はり札等、広告旗又は立看板等であって財産的価値が高いと認められるものは、除却後、一定期間保管するものとする。

2 市長は、前項の規定により保管した違反広告物等（以下「保管物件」という。）について、保管期間内に表示者等から引取りの申出があった場合においては、誓約書（様式第4号）及び受領書（様式第5号）を徴し、当該保管物件を引き渡すものとし、引取りの申出がない場合は、当該保管物件を処分するものとする。

（電柱に表示された違反広告物等に係る自主除却の通告等）

第7条 市長は、電柱に表示された違反広告物等に係る第4条の規定による自主除却の通告等、第5条の規定による簡易除却の実施及び前条の規定による保管については、法第7条第4項の規定により、当該電柱の管理者に委任して行うことができる。

（自主是正の指導等）

第8条 市長は、違反広告物等（はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を除く。次条から第12条までにおいて同じ。）を発見した場合においては、違反広告物等処理簿（様式第6号）を作成するとともに、表示者等に対し、当該違反広告物等の自主的な是正（以下「自主是正」という。）について指導を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による自主是正の指導を行った後も当該違反広告物等が是正されない場合には、指示書（様式第7号）を送付し、出頭を指示するものとする。

3 市長は、前項の規定により出頭した表示者等に対しては、当該違反広告物等について、違反広告物等処理簿に基づき違反の事実の確認を行い、次に掲げる書類の提出を求め、自主是正を指導するもの

とする。

- (1) 経過書 (様式第 8 号)
- (2) 誓約書 (様式第 9 号)
- (3) 是正計画書 (様式第 1 0 号)

4 市長は、当該違反広告物等の表示場所として土地、建物等を提供している者 (以下「土地所有者等」という。) に対しては、表示者等の自主是正に協力するように指導を行うものとする。

(勧告等)

第 9 条 市長は、前条の規定による指導を行った後も違反広告物等が是正されない場合は、表示者等及び土地所有者等に対し、指示書 (様式第 1 1 号) を送付し、当該違反広告物等が是正されない理由等について、事情聴取を行い、事情聴取の結果、必要があると認めるときは、前条第 3 項の規定により提出された是正計画書のとおり是正するように勧告を行うものとする。

2 前項の勧告は、勧告書 (様式第 1 2 号) を交付して行うものとする。

(自主是正の完了確認)

第 1 0 条 市長は、表示者等に対し、違反広告物等の自主是正が完了したときは、是正完了報告書 (様式第 1 3 号) を提出させるものとする。

2 市長は、是正完了報告書の提出があったときは、速やかに現地調査を行い、当該違反広告物等が是正されたことを確認するものとする。

(屋外広告物業を営む者に係る通報)

第 1 1 条 市長は、第 8 条の規定による自主是正の指導又は第 9 条の規定による勧告に従わない表示者等が屋外広告業を営む者であると認められる場合は、報告書 (様式第 1 4 号) により県に通報するものとする。

(除却命令等)

第 1 2 条 市長は、第 9 条の規定による勧告を行った後も違反広告物等が是正されない場合は、条例第 2 0 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき除却命令等の対象とする。

2 前項の除却命令等は、命令書 (様式第 1 5 号) を交付して行うものとする。

(屋外広告物特別規制地区等の指定があった場合の特例の規定を受ける広告物等に対する指導)

第 1 3 条 市長は、屋外広告物特別規制地区等の指定又は区域の変更若しくは拡張のあった際に、引き続き表示し、又は設置しておくことができるとされた広告物等については、別に定める特例広告物等処理簿 (様式第 1 6 号) を作成して把握するものとする。

2 市長は、前項に規定する広告物等の表示者等に対しては、当該広告物等の是正計画書の提出を求め、自主是正を指導することができる。

3 市長は、第 1 項に規定する広告物等の土地所有者等に対しては、表示者等の自主是正に協力するように指導を行うことができる。

附 則

この訓令は、平成 7 年 7 月 1 7 日から施行する。

附 則（平成 2 1 年 2 月 1 日告示第 4 9 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 2 1 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の松本市屋外広告物違反処理要領の規定により使用されている様式は、この規則による改正後の松本市屋外広告物違反処理要領の規定による様式とみなす。

様式第1号(第4条関係)

違反広告物等(はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等)処理簿

		番号	
表示場所 又はその 範囲	[条例第 条第 項違反]		[位置図、写真] (※必要に応じて、添付すること)
表示内容 及び種類			
表示者等	住所		
	氏名		
	電話		
その他関係者	住所		
	氏名		
	電話		
処理の経過			
現 認	年 月 日 時	枚数	枚
<input type="checkbox"/> 通 告	年 月 日 時 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 文書(第 号)期限	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 自主除却	年 月 日確認		
<input type="checkbox"/> 簡易除却	年 月 日 時 実施者	枚数	枚
<input type="checkbox"/> 保 管	年 月 日まで 場 所	枚数	枚
<input type="checkbox"/> 引渡し	年 月 日 時 受領書 別紙のとおり	枚数	枚
<input type="checkbox"/> 処 分	年 月 日 時	枚数	枚
(備 考)			

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

様

松本市長

違反広告物等の自主除却について(通告)

あなたが表示(設置・管理)している下記の広告物等は、松本市屋外広告物条例に違反していますので、直ちに(下記の処理期限までに)撤去してください。

あなたの行為は、美観風致を害し、安全な通行を妨げており、快適な地域環境づくりを目指す住民、関係機関の願いと努力に反するものですので、今後は、このような松本市屋外広告物条例に違反する広告物等を表示(設置・管理)しないよう通告します。

なお、直ちに(下記の処理期限までに)撤去しない場合は、屋外広告物法の規定に基づき除却等所定の手続をとります。

(財産的価値のあるもの)

除却したものは、日間保管のうえ引取りのない場合は、処分します。

記

1 広告物等

- (1) 表示場所又はその範囲
- (2) 表示内容
- (3) 種類

2 違反条項 松本市屋外広告物条例第 条第 項

3 現認日時 年 月 日 時

4 処理期限 年 月 日

お問合せ先：松本市役所
(電話34—3000 内線)

様式第3号(第4条関係)

通 告 書

この広告物等は、松本市屋外広告物条例に違反していますので、直ちに(年 月 日までに)撤去してください。

撤去しない場合は、屋外広告物法の規定に基づき、除却処分します。

年 月 日 時 分
松 本 市
(電話34-3000)
(内線)

(財産的価値のあるもの)

除却したものは、 日間保管のうえ、引取りのない場合は処分します。

様式第4号(第6条関係)

誓 約 書

年 月 日

(あて先)松本市長

表示者、設置者又は管理者

住 所
氏 名 印
(電話)

私は、松本市屋外広告物条例の規定に違反し、下記の広告物等を表示(設置、管理)していたことを認め、今後は、法令を遵守し、再び違反行為をしないことをここに誓約いたします。

記

1 広告物等

- (1) 表示場所又はその範囲
- (2) 表示内容
- (3) 種類及び数量

2 違反条項

松本市屋外広告物条例第 条第 項

様式第5号(第6条関係)

受 領 書

年 月 日

(あて先)松本市長

表示者、設置者又は管理者

住 所
氏 名 印
(電話)

広告物等法の規定に基づき簡易除却された下記の広告物等を受領しました。

記

- 1 表示場所又はその範囲
- 2 表示内容
- 3 種類及び数量

様式第6号(第8条関係)

(表) 違反広告物等処理簿

番号

所在地	(条例第 条第 項違反) □住専□風致□道路等沿線□		表示内容	□自己用□非自己用	
表示者	住所		設置者	住所	
	氏名			氏名	
	電話			電話	
土地所有者等	住所		管理者その他関係者	住所	
	氏名			氏名	
	電話			電話	
〔位置図〕					
			N ↑		
違反広告物等写真			除却、改善された場合はその写真		
(備考)					

(裏)

指導等の経過					
年	月	日	指 導 等 内 容	結 果 (表示者等の対応)	備考
合 計				回	
指導等の結果					
是 正 年 月 日					
<input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 改善〔改善内容： 〕					

様式第7号(第8条関係)

年 月 日

様

松本市長

指 示 書

下記の広告物等は、松本市屋外広告物条例に違反しているとみられます。
つきましては、当該広告物等について、あなた(貴社)から事情をおききしたい
ので、おいでいただきますようお願い申し上げます。

なお、お手数ですが、内容のわかる仕様書及び図面がありましたら持参してくだ
さい。

記

1 広告物等

- (1) 所在地
- (2) 表示内容
- (3) 種類及び数量

2 出頭日時場所

- (1) 日 時 年 月 日() 時 分
- (2) 場 所 松本市役所

(この指示書を持参してください。)

お問合せ先：松本市役所 (電話 34-3000 内線)

様式第8号(第8条関係)

経 過 書

年 月 日

(あて先)松本市長

表示者、設置者又は管理者

住 所
氏 名 印
(電話)

私が、松本市屋外広告物条例に違反して表示(設置・管理)している広告物等に係る経過は、下記のとおりです。

記

1 広告物等

- (1) 所在地
- (2) 表示内容
- (3) 種類及び数量

2 表示等の経過

年 月 日	内 容

様式第9号(第8条関係)

誓 約 書

年 月 日

(あて先)松本市長

表示者、設置者又は管理者

住 所

氏 名

印

(電話

)

私は、松本市屋外広告物条例の規定に違反し、下記の広告物等を表示(設置・管理)していたことを認め、今後は法令を遵守し、再び違反行為をしないことをここに誓約いたします。

この違反広告物等については、別添の是正計画書のとおり(年 月 日までには是正計画書を提出し)是正措置をいたします。

是正措置が完了しましたら、是正完了報告書により速やかにその旨を報告いたします。

記

1 広告物等

(1) 所在地

(2) 表示内容

(3) 種類及び数量

2 違反条項

松本市屋外広告物条例第 条第 項

様式第10号(第8条関係)

是 正 計 画 書

年 月 日

(あて先)松本市長

表示者、設置者又は管理者

住 所
氏 名 印
(電話)

1 広告物等

- (1) 所在地
- (2) 表示内容
- (3) 種類及び数量

2 是正措置

- (1) 方 法
(是正措置の方法が除却以外の場合)

現 状	是正措置の内容(改善の内容、移転の場所等)

(2) 日 程

(工事発注年月日、是正措置完了年月日等を具体的に)

	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

(3) 是正措置に係る責任者

住 所
氏 名
電 話()

様式第11号(第9条関係)

年 月 日

様

松本市長

指 示 書

松本市屋外広告物条例に違反している下記の広告物等については、あなたが、 年 月 日までに、是正することを誓約したにもかかわらず、いまだ是正措置がされておられません。

つきましては、当該広告物等の是正措置の実行について、あなた(貴社)から事情をおききたいので、内容を十分に把握している者とともに、下記のとおり出頭してください。

記

1 広告物等

- (1) 所在地
- (2) 表示内容
- (3) 種類及び数量

2 出頭日時場所

- (1) 日 時 年 月 日() 時 分
- (2) 場 所

(この指示書を持参してください。)

お問合せ先：松本市役所

(電話 34-3000 内線)

様式第12号(第9条関係)

年 月 日

様

松本市長

勸 告 書

下記の広告物等は、松本市屋外広告物条例第 条第 項の規定に違反している
ので、 年 月 日までに是正してください。

なお、この勧告に従わない場合は、屋外広告物法及び松本市屋外広告物条例の定
めるところにより厳重な処分を受けることがあります。

記

- 1 所在地
- 2 表示内容
- 3 種類及び数量

(電話 34—3000 内線)

様式第13号(第10条関係)

是 正 完 了 報 告 書

年 月 日

(あて先)松本市長

表示者、設置者又は管理者

住 所

氏 名

(電話)

松本市屋外広告物条例の規定に違反していた下記の広告物等については、下記のとおり是正措置が完了しましたので、報告します。

記

1 広告物等

(1) 所在地

(2) 表示内容

(3) 種類及び数量

2 是正措置

(1) 方 法

(2) 完了日

年 月 日

様式第14号(第11条関係)

報 告 書

屋外広告業を営むと認められる者 (住 所) (氏 名)		
上記の者が表示(設置・ 管理)する違反広告物等	指 導 ・ 対 応 の 経 過	
(所在地)	年 月 日	内 容
(表示内容)		
(種類及び数量)		
(備 考)		

様式第15号(第12条関係)

年 月 日
松 本 市 長

(住 所)

(氏 名)

命 令 書

下記の広告物等は、松本市屋外広告物条例第 条第 項の規定に違反している
るので、同条例第20条第 項の規定により、 年 月 日までに是正する
ことを命じます。

記

- 1 所在地
- 2 表示内容
- 3 種類及び数量

この命令について不服があるときは、この命令書を受け取った日の翌日から起
算して60日以内に松本市長に不服申立をすることができます。

(電話 34-3000 内線)

様式第16号(第13条関係)

(表) 特例違反広告物等処理簿

番号

所在地	(条例第 条第 項違反) □住専□風致□道路等沿線□		表示内容	□自己用□非自己用	
表示者	住所		設置者	住所	
	氏名			氏名	
	電話			電話	
土地所有者等	住所		管理者その他関係者	住所	
	氏名			氏名	
	電話			電話	
〔位置図〕					
			N ↑		
違反広告物等写真			除却、改善された場合はその写真		
(備考)					

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

様式第 3 号 (第 4 条関係)

様式第 4 号 (第 6 条関係)

様式第 5 号 (第 6 条関係)

様式第 6 号 (第 8 条関係)

様式第 7 号 (第 8 条関係)

様式第 8 号 (第 8 条関係)

様式第 9 号 (第 8 条関係)

様式第 10 号 (第 8 条関係)

様式第 11 号 (第 9 条関係)

様式第 12 号 (第 9 条関係)

様式第 13 号 (第 10 条関係)

様式第 14 号 (第 11 条関係)

様式第 15 号 (第 12 条関係)

様式第 16 号 (第 13 条関係)